江田島市消防本部

火災予防条例が改正されました。

施行日：平成３１年４月１日

※改正概要①**「違反対象物に係る公表制度」**は，市民の皆様，関係者の皆様に十分にお知らせをする必要がありますので，**平成３２年４月１日**を施行日としています。

改正の趣旨と概要

江田島市火災予防条例は，合併前の江能広域火災予防条例（昭和４８年１０月１日条例第１５号）により制定され，４５年以上が経過しました。

条例制定当時と比べて，防火管理制度や消防用設備等の規制強化が進み，また，一部の規定について消防法令との不整合が生じています。

一方で，建物利用者等の防火安全に対する認識を高め，火災被害を軽減し，消防用設備等の適正設置の促進を図る必要があります。

これらのことから，社会情勢の変化に合わせて火災予防規制を見直し，次の通り火災予防条例が改正されました。

①「違反対象物に係る公表制度」の整備

建物を安心して利用できるようにするため，消防法令に関する重大な違反のある建物の情報を早期にホームページ等に公表する制度を，火災予防条例に追加しました。

②消防用設備等の設置基準に係る規定の削除

消防法令等による規制の強化が進んだこと及び江田島市管内における建物の状況等を考慮し，江田島市火災予防条例で定める消防用設備等の設置基準「第５章　消防用設備等の技術上の基準の付加」（条例第３６条から第４６条まで）を削除しました。

【問い合わせ先】
江田島市消防本部　予防課
☎０８２３－４０－０３５３

江田島市消防本部

「違反対象物に係る公表制度」を開始します。

施行日：平成３２年４月１日

違反対象物の公表制度とは？

建物を安心して利用できるようにするため，消防法令に関する重大な違反のある建物の情報を早期にホームページなどに公表する制度です。

対象となる建物は？

飲食店，店舗，ホテル，旅館，病院，社会福祉施設等の不特定多数の方が利用する建物です。

どんな違反が公表されるの？

建物に義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備，スプリンクラー設備，自動火災報知設備)のいずれかが設置されていない建物です。

屋内消火栓設備

スプリンクラー設備

自動火災報知設備

公表される内容は？

建物の名称，所在地，違反内容を公表します。

公表までの流れは？

立入検査の実施 → 立入検査結果の通知 → 公表する旨を通知 → 公表

立入検査結果の通知から１４日間を経過しても，なお公表の対象となる違反が認められる場合

【問い合わせ先】
江田島市消防本部　予防課
☎０８２３－４０－０３５３

江田島市消防本部

消防用設備等の設置基準を削除しました。

施行日：平成３１年４月１日

消防法令などによる規制の強化が進んだことや，江田島市内の建物状況などを考慮して，江田島市火災予防条例で定める消防用設備等の設置基準「第５章　消防用設備等の技術上の基準の付加」（条例第３６条から第４６条まで）を削除しました。

改　正　前		改　正　後
条例で強化されている設置基準 ①消火器 ②大型消火器 ③屋内消火栓設備 ④スプリンクラー設備 ⑤水噴霧消火設備等 ⑥自動火災報知設備 ⑦避難器具 ⑧誘導灯 ⑨連結送水管	削除 →	条例で強化されている設置基準 無し
消防法令の設置基準 （全ての消防用設備等）		消防法令の設置基準 （全ての消防用設備等）

○設置義務のなくなった設備の撤去について

条例による設置義務がなくなっても，消防法により設置義務が課せられている場合があります。なお，撤去する際には事前に江田島市消防本部予防課へご連絡下さい。

○設置義務のなくなった消防用設備等を撤去しない場合

消防法による点検及び報告義務はなくなりますが，以下の点にご注意下さい。

引き続き消防用設備等を使用する場合

消防用設備等を放置しておくと，いざという時に使用できない場合がありますので，適正に維持・管理していただくようにお願いします。

消防用設備等を使用する予定がない場合

消防用設備等を放置しておくと老朽化が進み，例えば消火器の腐食による破裂事故により被害が発生する場合もあります。

消防用設備等の撤去が難しい場合などは，思わぬ事故を防ぐため，安全に十分注意して管理していただくようお願いします。

【問い合わせ先】
江田島市消防本部　予防課
☎０８２３－４０－０３５３